相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市大字藤助新田一〇三八番地一、最後の住所岐阜県中津川市瀬戸一三八七番地の八瀬戸の里　被相続人　亡　槇　千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

事務所岐阜県多治見市金山町五番地の一金山ビル三階　相続財産管理人　水野　将也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、死亡の場所岐阜県中津川市神坂大字袖林八〇八番地一恵那山麓から南東約五、七キロメートル地点に所在の「神坂の風穴」から北東約八〇メートル地点、死亡年月日推定平成二十一年八月初旬頃、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳被相続人　亡　氏名不詳の男性（中津川市長が平成二十八年四月七日付け官報に行旅死亡人の公告を掲載した男性）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

事務所岐阜県中津川市太田町三丁目四番二七号　相続財産管理人　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区登呂二丁目二番、最後の住所静岡県静岡市駿河区登呂四丁目五番一九号登呂ハイツ一〇一　被相続人　亡　池上　三策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫竹高縄町三九番地、最後の住所京都府福知山市三和町千束八三二番地　被相続人　亡　髙谷　典男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

京都府綾部市岡町斗代七番地　相続財産管理人　司法書士　山口　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区押小路通室町西入蛸薬師町二九一番地、最後の住所京都市中京区押小路通室町西入蛸薬師町二九一番地　被相続人　亡　坂本　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一　ＫＤＸ烏丸ビル三階　弁護士法人古家野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　東岡由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区針中野二丁目一六番地、最後の住所大阪府松原市北新町四丁目一一番三二号　被相続人　亡　山本　吉光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県飾磨郡家島町真浦二一四〇番地、最後の住所兵庫県姫路市城東町清水一三番地京口団地七―一〇四　被相続人　亡　松岡　修三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

兵庫県姫路市北条梅原町二七一番地　ヤスナビル六階Ａ号室　相続財産管理人　弁護士　大岩　和紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市久々知二丁目三二五番地、最後の住所兵庫県尼崎市久々知二丁目二〇番七号　被相続人　亡　松本　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市住吉町一八三番地の一住所兵庫県小野市住吉町一八七番地、最後の　被相続人　亡　長谷川元則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊井　公策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市南鈴原三丁目三七番地、最後の住所兵庫県伊丹市南鈴原三丁目三七番地　被相続人　亡　保永　英生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号　ソリオ三―五階　福間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　悠吾

決　算　公　告

平成28年10月11日　東京都渋谷区渋谷二丁目15番１号

イー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社

代表取締役　サンチョリ・リー

貸借対照表の要旨　（平成27年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	104,210	流動負債	207,935
固定資産	127,597	有給休暇引当金	28,572
有形固定資産	22,973	その他	179,363
無形固定資産	1,148	株主資本	24,952
投資その他の資産	103,476	資本金	96,000
繰延資産	1,080	資本剰余金	48,770
		資本準備金	48,770
		利益剰余金	△119,818
		その他利益剰余金	△119,818
		（うち当期純利益）	（11,187）
資産合計	232,888	負債・純資産合計	232,888

第46期決算公告

平成28年９月13日　千葉県船橋市市場５丁目９番22号

京葉都市開発株式会社

代表取締役　伊場　純雄

貸借対照表の要旨　（平成28年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	2,312,249	流動負債	1,286,623
固定資産	1,397,893	完成工事補償引当金	64,137
有形固定資産	597,065	その他流動負債	1,222,484
無形固定資産	1,398	固定負債	81,097
投資その他の資産	799,428	退職給付引当金	81,097
		株主資本	2,342,421
		資本金	50,000
		資本剰余金	7,000
		資本準備金	7,000
		利益剰余金	2,285,421
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,272,921
		（うち当期純利益）	（59,085）
資産合計	3,710,142	負債・純資産合計	3,710,142